

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 20 日

学校法人 鈴鹿享栄学園

理事会 御中

監事 藤 原 伸 雄



監事 堤 達 彦



私たちは、私立学校法第 52 条に基づき、学校法人鈴鹿享栄学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務、財産の状況及び計算書類（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・財産目録並びに附属明細表）について監査を行いました。

監査の結果、計算書類（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・財産目録並びに附属明細表）は、学校法人会計基準（文部省令第 18 号）に準拠しており、学校法人鈴鹿享栄学園の令和 7 年 3 月 31 日現在の財政状況及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、学校法人の業務状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上

監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 20 日

学校法人 鈴鹿享栄学園

評議員会 御中

監事 藤 原 伸 雄



監事 堤 達 彦



私たちは、私立学校法第 52 条に基づき、学校法人鈴鹿享栄学園の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務、財産の状況及び計算書類（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・財産目録並びに附属明細表）について監査を行いました。

監査の結果、計算書類（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・財産目録並びに附属明細表）は、学校法人会計基準（文部省令第 18 号）に準拠しており、学校法人鈴鹿享栄学園の令和 7 年 3 月 31 日現在の財政状況及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、学校法人の業務状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上